

令和2年4月21日

阿見町長 千葉 繁 様

阿見町議会議長 久保谷 充

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出について

新型コロナウイルスによる感染症は、世界的大流行の状況を呈し、国内における感染者も増加の一途を辿っています。

町では、新型コロナウイルス対策本部をいち早く立ち上げ、迅速かつ適切な対応を講じていただいておりますが、町内で感染者が確認されるなど、町民の不安の高まりとともに各議員に数多くの相談が寄せられております。

こうしたことから、阿見町議会として町民の生命と健康を守るため、別紙のとおり要望書を取りまとめましたので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

## 1 町民への協力要請について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する茨城県における緊急事態措置等の外出自粛要請に基づき、3つの密が重なりやすい施設に対する休業要請と、こうした施設でのイベントの開催自粛への理解と行動をあらゆる媒体をもって強く発信すること。

## 2 情報発信の強化および情報開示に関する施策について

- (1) ポスティングや新聞折り込み、YouTube、ケーブルテレビ（有線放送）等を活用した新型コロナ感染症関連の動画配信など様々な媒体を通して、緊急事態に応じた情報発信を実施すること。
- (2) 高齢者世帯や高齢者一人世帯、外国人等の情報弱者への感染拡大防止情報を積極的に提供すること。安否確認を兼ねて、民生委員や行政区役員等の活用も行い、もしくは緊急雇用で人員を確保して対応すること。
- (3) 行政防災無線放送は良く聞こえないことを前提に補完する手段として、予めあみメールで配信することや、拡声器自動車による広報等を実施すること。行政防災無線の聞こえ方に関する調査を改めて行うこと。
- (4) あみメールの登録者数を飛躍的に増加させること。
- (5) 町ホームページの情報を常に最新のものにするよう随時更新すること。
- (6) 県保健福祉部や竜ヶ崎保健所、県教育委員会との連携を密にして適切な情報開示を実行すること。
- (7) 感染者について、プライバシー保護を前提に一定程度の情報を開示し、町民の不安解消の一助になるよう努めること。

## 3 マスクや消毒液等防災グッズの不足及び入手困難に対応する施策について

- (1) マスクや消毒液の入手困難者、妊産婦及び高齢者、障がい者等の世帯については、医療施設・福祉施設同様マスクを優先的に配布すること。そのための確保を町が逐次行うこと。
- (2) 介護福祉施設、高齢者福祉施設及び医療施設での感染拡大防止策として、マスク、防護服等の配布や食事等の公的助成を行うこと。

## 4 子育て・保育に関する施策について

- (1) 町内保育所（園）・放課後児童クラブを利用する保護者に対しては、現状の「保育施設利用の自粛のお願い」ではなく、より強い「利用自粛要請」を出すこと。
- (2) 保育士にマスクを優先的に配布すること。またはマスク購入費用の補助金を支給すること。

## 5 町民の生活対策と中小企業支援に関する施策について

- (1) アルバイトやパートの打ち切り等での生活困窮者に対して、緊急即決融資制度を創設すること。現在、社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金」「小口貸付事業」の大幅な条件緩和を行うこと。
- (2) 国及び県、民間金融機関が行う融資制度に対する利子補給や、減免などに上乗せ補助を行うこと。
- (3) 今後、固定資産税等の減免や町県民税の納付期限延期等が予想されるが、町税納付減免や猶予に係る相談には親切丁寧に対応し、事務執行にあたり十分な準備をもって取組むこと。
- (4) 収入が減少した世帯への町営住宅家賃や、上下水道の料金の減免と支払い猶予措置を実施すること。
- (5) 自治金融利用者に対する保証料と利子補給を拡充すること。
- (6) 阿見町プレミアム商品券発行額の拡充と、プレミアム率のアップに対し支援すること。
- (7) 町内の飲食、交通、観光、製造及び農業などの売上げが低迷し存続の危機にあることから、商工会等と連携して資金繰り支援に注力すること。
- (8) 町民の安心・安全を確保するために、財政調整基金などを活用した今年度からの3か年実施計画事業を見直し、子育てや中小事業者を支援すること。

## 6 町立学校に関する対応についての施策について

- (1) 休校中の児童生徒の生活環境や学習進捗についてきめ細やかな教職員体制を組織し、学校再開時にはスムーズな登校ができるよう万全の準備をすること。
- (2) 学校再開に備え、<sup>ひたい</sup>額にかざす非接触式体温計を教育機関に配布すること。
- (3) 児童生徒の学力低下を防ぐための統一した学習の提案等、細やかな取り組みを実施すること。
- (4) 感染予防が収束せず、数か月あるいは1年間授業ができないということも想定して対策を検討しておくこと。長期休み等を授業に振り替えることを検討すること。
- (5) 学校並びに教職員の年間の行事において、優先順位をつけて、①中止すべきもの、②中止のできるもの、③来年度に持ち越し可能な行事については、早めに指示を出すこと。
- (6) 今年度の学校教育に関するグランドデザインを、県教育委員会と連携を取り、早急に出すこと。
- (7) 休校中の児童生徒の在宅学習を支援するために、1人1台の端末や通信環境整備のために早急で大胆な整備を行うこと。
- (8) 県教育委員会で配信する授業動画 YouTube や無料の学習ソフトでのネット学習を

推進すること。

- (9) 教育関係には無料で活用できる会議ソフト（Zoom）などを活用し、教職員のテレワーク活用を推進すること。
- (10) 虐待やネグレクトなどリスクの高い家庭では、給食がなくなることで食事がとれないことも懸念されることから、学校と福祉部門の連携を十分に確保するとともに、子どもの健康や発達を確保するため給食費を1年間無料とすること。
- (11) 長期休校により体調不調を訴える児童生徒が多いことから、児童生徒の心と体のケアに十分な配慮を行うこと。

## 7 当面の修正及び早急に行うべき施策について

- (1) 役場や公民館等の窓口に、職員及び町民を感染拡大から守る予防効果があるアクリル仕切り板等を整備すること。
- (2) 感染防止対策を実行するための必要な予算措置を講ずること。
- (3) 役場の業務が継続的に行えるように、職員の分散勤務やテレワークを推進すること。

## 8 庁内体制の整備に関する施策について

- (1) 町民や事業者からの不安の声や、問い合わせを一括で受ける専用相談窓口（コールセンター）を設置すること。
- (2) 生活支援臨時給付金など数々の国施策が市町村事務となることから、増大する相談業務や事務遂行に円滑な実施態勢を整備すること。
- (3) 1人一律10万円の支給に伴う補正予算が閣議決定されたことから、専決処分も含め速やかに支給準備に取り掛かること。

## 9 災害対策関係計画の見直しについて

- (1) 阿見町地域防災計画等への感染症対応の項目を追加すること。
- (2) 複合災害（感染症災害も含む）に対応する避難所設営マニュアル，原子力災害広域避難計画，支援受援計画等の計画を見直しすること。

## 10 市町村の役割である感染者世帯家族等への支援を強化する施策について

- (1) 感染者や濃厚接触者等で、自宅待機中の世帯に必要な応じて生活必需品等を配布支援する方策を考慮すること。
- (2) 支援を必要とする要援護者世帯のニーズ把握と、支援方法の検討を行うこと。
- (3) 軽症者やその濃厚接触者等に対する非難や中傷差別などハラスメント発生防止に全力で取り組むこと。
- (4) ホテル等の宿泊施設が今後町内発症の軽症者の受入れ施設となる場合は、適切なケアを実施すること。

- (5) 感染症拡大を防止するためにも、軽症や無症状の患者の受け入れ態勢の確立を図ること。
- (6) 国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて、必要な条例を速やかに制定すること。そのうえで、国民健康保険における傷病手当金の支給実施について企業や被保険者に対し周知すること。

以上